

特名随意契約の理由書

- 1 委託番号 KF10-5
- 2 委託名 中筋伊丹線道路設計に伴う交通流シミュレーション業務委託
- 3 委託場所 宝塚市 中筋6丁目外 地内
- 4 委託期間 契約日から令和6年(2024年) 3月29日
- 5 契約相手方 住所 神戸市中央区下山手通5-7-15
社名 株式会社丸尾計画事務所

6 指定理由

(根拠) 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 該当
宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書 該当

(指定理由)

- ・都市計画道路中筋伊丹線は、令和7年度の着手に向け、今年度に県市一体となって都市計画法に基づく変更手続きを実施中です。
- ・中筋伊丹線の計画(道路設計)の精査にあたり、信号機の新設を要する箇所があることから、県市で公安委員会(県警本部)と協議を進めており、今般県による交通流シミュレーションの結果などを根拠に県道分については一定の内諾を得たところです。
- ・一方、都市計画法に基づく地元説明会等において、新設信号箇所には、市道細街路が接続していることから、変則5差路にしなければ生活に支障が生じるとの意見があり、市としても機能を確保するためには、交通流シミュレーションなどさらなる検討を行い、公安委員会から5差路信号の内諾を得た上で道路設計を定めていく必要があります。
- ・については、既実施の県交通流シミュレーションで作成したモデルや結果と整合を図った上で、市道部を加えた交通シミュレーションを実施する必要があるため、県交通流シミュレーション業務委託の契約者である上記事業者を随意契約の相手方とします。

- 7 問合せ先 課名：道路政策課 内線：2305